

株 主 各 位

東京都江東区越中島一丁目1番1号

株式会社ヤマタネ

代表取締役社長 山 崎 元 裕

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。また、議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

なお、各議案に対し賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権行使される場合には、別添（3頁から4頁まで）の【インターネット等による議決権行使についてのご案内】をご確認のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

なお、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 6 月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区越中島一丁目 2 番21号
ヤマタネビル 3 階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第117期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 株式併合の件
 - 第 2 号議案 取締役11名選任の件
 - 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
 - 第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yamatane.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使についてのご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

(1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること

① Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降

② Adobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降

※ Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の米国および各国における登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。

(3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフトウェア等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

3. 議決権行使のお取り扱い

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成28年6月27日（月曜日）の午後5時30分までにご行使ください。

(3) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- (4) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、両方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

4. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、議決権を行使なさる方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。ご印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時～午後9時)
--

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、本総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、世界同時株安の進行や資源価格の下落による企業の景況感の悪化や消費マインドの減退により、足踏み状態が長期化し厳しい業務環境となりました。

このような状況下におきまして、当期の連結業績は、食品部門におけるコメの販売価格の下落による減収を物流部門・情報部門の増収でカバーし、売上高は518億26百万円（前期比0.4%増）となりました。営業利益は、物流部門、情報部門、不動産部門で増益となったことから、48億3百万円（同5.2%増）となりました。経常利益も、受取配当金の増加や支払利息の減少等により41億31百万円（同10.2%増）となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は22億63百万円（同10.8%増）となりました。

[部門別営業の状況]

① 物流部門

物流業界におきましては、企業の景況感の悪化による在庫調整の影響等により、倉庫の保管残高で前年割れが続き、荷動きに関しても低調に推移しました。また、国際貨物についても輸送量・取扱金額ともに前年を下回りました。

このような状況下で、物流部門では、国内物流での既存先や新規先の配送センター業務等が堅調に推移したことから、運送・荷役等を中心に売上が増加し、海外引越業務も前年対比増収となりました。この結果、売上高は213億7百万円（前期比3.0%増）、営業利益は31億5百万円（同4.1%増）となりました。

② 食品部門

コメ流通業界におきましては、政府による主食米の飼料用米への転作奨励策によりコメ取引の需給が締まるとの思惑等もあり、昨年秋口の平成27年度産米への切替えを境にコメの取引価格が反転上昇に転じました。しかしながら、平成27年度通期では上期の価格低下傾向の要因により、卸売各社とも売上高は前年対比横ばいからやや減少となりました。

このような状況下で、食品部門では、量販店や外食向けである精米販売の数量は、67千玄米トン（前期比0.6%減）と前年対比微減で推移しました。一般小

売店や他卸売業者向けである玄米販売の数量は、取引価格が変動する中で一時的な需要が増加したこと等で43千玄米トン（同4.5%増）となりました。この結果、総販売数量は110千玄米トン（同1.3%増）となりました。しかしながら、売上高はコメの販売価格の下落の影響で244億8百万円（前期比2.2%減）となりました。営業利益は秋口以降の平成27年産米への切替えに伴う仕入価格の上昇等により利鞘が縮小し、2億12百万円（同31.3%減）となりました。

③ 情報部門

情報サービス業界におきましては、昨今の事業継続計画(BCP)対策や個人情報保護への関心の高まり等により、企業のIT関連投資は増加傾向となり、特に金融機関や公共部門等のシステム需要が底堅く推移しました。

このような状況下で、情報部門では、棚卸機器レンタル及び棚卸代行関連業務が堅調に推移したことに加え、システム開発業務においても、金融機関や自治体を中心とした基幹系システム改修案件等の受注が増加し、売上高は23億38百万円（前期比7.2%増）となりました。営業利益は3億15百万円（同13.2%増）となりました。

④ 不動産部門

不動産業界におきましては、三大都市圏を中心に活発な取引が続き、地価の上昇基調が続きました。また、都心部の賃貸オフィスビル市場も、景況感の改善から空室率が低下し、賃料水準も下げ止まりの状態となりました。

このような状況下で、不動産部門では、売上高は37億71百万円（前期比0.8%減）と微減で推移しましたが、賃借物件であった「朝日コンピュータビル」を平成27年1月に購入したこと等により、収支は大きく改善し、営業利益は18億79百万円（同12.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含め、13億71百万円であります。

(3) 資金調達の状況

物流部門で千葉県印西市の事業用土地の取得資金として、取引金融機関3行のシンジケート方式により16億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第114期 (平成25年3月期)	第115期 (平成26年3月期)	第116期 (平成27年3月期)	第117期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
営 業 収 益 (百万円)	53,331	54,951	51,640	51,826
経 常 利 益 (百万円)	2,888	2,946	3,751	4,131
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,018	1,519	2,042	2,263
1株当たり当期純利益 (円)	28.40	14.30	19.22	21.30
純 資 産 (百万円)	25,403	27,228	31,617	33,202
総 資 産 (百万円)	88,194	87,905	92,084	92,609
1株当たり純資産 (円)	223.41	238.67	275.53	288.38

(9) 対処すべき課題

平成36年（2024年）に迎える創業100周年に向け、めざすべき企業像を示した長期ビジョンとして「ヤマタネ 2024ビジョン」を策定しました。また、同時にこのビジョンの実現に向けて、平成28年度より新たな3ヵ年計画として「ヤマタネ中期経営計画 2019プラン」をスタートし、持続的な成長をめざしてまいります。各部門においては、成長基盤の構築に最注力し、事業規模・業務範囲の拡大に向け、計画的な設備投資と人材投資を行ってまいります。本中期経営計画では、最終年度の平成30年度において営業利益50億円、経常利益45億円の達成を業績目標としております。

今後を展望いたしますと、わが国経済は年明け以降の円高・株安による企業の景況感の悪化や消費マインドの減退、在庫調整による生産抑制などから、力強さを欠く状況が続く見込みです。企業の底堅い収益環境や、雇用環境の改善傾向等を踏まえれば、景気は先行き徐々に底堅さを取り戻していく見通しながら、中国をはじめとする海外経済の根強い減速懸念などから、回復ペースは緩やかなものにとどまる公算です。

このような状況下ではありますが、新3ヵ年計画「ヤマタネ中期経営計画 2019プラン」の初年度となります平成29年3月期の連結業績予想につきましては、食品部門におけるコメの取引価格の反転上昇による営業収入増が見込まれることから売上高は536億円（前期比3.4%増）の増収を予想しております。一方、収益面では、千葉県印西市の不動産取得に伴う取得税の一時費用発生や、不動産部門における新規テナント向けの施設改修等に伴う一時的な稼働率の低下などにより減益を見込み、営業利益は43億10百万円（同10.3%減）、経常利益は37億40百万円（同9.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億10百万円（同2.4%減）を予想しております。

次期の期末配当金につきましては、今期に続き1株当たり4円50銭を予定しております。

平成28年度の経営方針及び各部門重点施策は下記のとおりであります。

【経営方針】

- イ. 「ヤマタネ中期経営計画 2019プラン」の推進
- ロ. 新規顧客開拓と既存顧客満足度の向上によるベース収益の増強
- ハ. 新規事業を含む中長期戦略の策定と推進
- ニ. 企業価値の向上
- ホ. 組織基盤の整備

【各部門重点施策】

①物流部門

- イ．物流アウトソーシング受託業務の拡大
- ロ．ノンアセット型物流による業務拡大
- ハ．物流品質の向上と人材の育成
- ニ．事業規模拡大に向けた国内輸配送体制の強化
- ホ．国際輸送業務を切り口とした国内倉庫と配送に繋がる新規顧客の開拓
- ヘ．大型新規顧客の獲得と主要顧客の取引拡大
- ト．海外ネットワークの充実
- チ．業務見直しによる差益率の向上

②食品部門

- イ．信頼されるヤマタネブランドの確立
- ロ．顧客へのきめ細かな提案営業と焦点を絞った新規顧客開拓
- ハ．今後の農政改革に対応した新たな仕入れルートの開拓
- ニ．生産管理体制の強化による安全・品質の追求と効率改善
- ホ．すべての業務手順を見直しムダを徹底排除

③情報部門

- イ．レンタルサービスの機能強化による収益拡大と新機種の試行導入
- ロ．陳列サービスの基盤構築と業容拡大
- ハ．グループ一体となった新IT体制の構築と情報セキュリティ体制の高度化
- ニ．ソリューションビジネスの展開によるシステム外販能力の強化

④不動産部門

- イ．長期保守計画に基づく既存設備の更新・修繕の実施
- ロ．テナント動向の把握と稼働率の維持

【その他の対処すべき課題】

①会社法の改正と内部統制システムの整備

平成27年5月1日施行の改正会社法及び会社法施行規則に対応すべく、平成27年4月に「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定しました。この改定により、グループ内部統制・監査役監査体制・監査役宛報告体制等に係る規程を追加いたしました。また、平成27年度の運用状況について検証を行いました。平成28年度についても内部統制システムの整備に努めてまいります。

②コーポレートガバナンス・コード策定への対応

平成27年6月よりコーポレートガバナンス・コードが適用開始になりました。本コードに対応し、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定するとともに本コードに掲げられた各原則の実施状況について検証を行い、平成27年

12月にコーポレートガバナンス報告書にて開示しました。平成28年度もコーポレートガバナンスの整備に努め、その実施状況については、コーポレートガバナンス報告書にて開示いたします。

経済情勢や法規制等、激変する業務環境の中にあつて、各部門において着実に課題をこなし、社内外に「誇れる企業」をめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社中央ロジスティクス	百万円 10	% 100.0	主に当社の貨物運送業務受託
株式会社アクティブ	26	※ 100.0	主に当社の保管・荷役業務受託
山種商事株式会社	10	100.0	当社の精米加工業務受託
ソリューション・ラボ・東京株式会社	150	96.0	情報処理サービス業
山種不動産株式会社	400	57.7	不動産業

(注) ※印は間接所有の議決権を含んでおります。

当社の連結対象会社は、上記記載の5社であります。

上記の重要な子会社5社を含む連結営業収益は51,826百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,263百万円であります。

(11) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
物 流 関 連 事 業	倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業
食 品 関 連 事 業	主要食糧卸売販売業
情 報 関 連 事 業	情報機器のソフトウェア開発・販売及び情報処理サービス業
不 動 産 関 連 事 業	不動産の売買、仲介、賃貸及び管理

(12) 主要な事業所

事業		会社名及び所在地
当 社	本店	東京都（江東区）
	物流関連事業	物流本部 関東支店（東京都江東区）、関西支店（兵庫県神戸市）
	食品関連事業	食品本部（東京都江東区）
	情報関連事業	ストックテイ君事業部（東京都江東区）
	不動産関連事業	不動産事業部（東京都江東区）
子 会 社	物流関連事業	株式会社中央ロジスティクス 東京都（江東区）
	物流関連事業	株式会社アクティブ 東京都（江東区）
	食品関連事業	山種商事株式会社 東京都（江東区）
	情報関連事業	ソリューション・ラボ・東京株式会社 東京都（江東区）
	不動産関連事業	山種不動産株式会社 東京都（中央区）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増・減(△)
物流関連事業	491 名	4 名
食品関連事業	87	7
情報関連事業	150	△1
不動産関連事業	14	-
全社（共通）	22	-
合計	764	10

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増・減	平均年齢	平均勤続年数
319名	3名増	41歳8ヶ月	16年8ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,598
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	3,369
株 式 会 社 三 重 銀 行	2,796
農 林 中 央 金 庫	2,400
三井住友信託銀行株式会社	1,163
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,100
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	1,100
株 式 会 社 み な と 銀 行	600
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	425
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	383
東京海上日動火災保険株式会社	300
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	300
株 式 会 社 伊 予 銀 行	200

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|---------------------|--------------|
| （1）発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| （2）発行済株式総数（自己株式を含む） | 113,441,816株 |
| （3）株主数 | 8,698名 |
| （4）大株主の状況（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,176	4.9
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	4,368	4.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,200	4.0
山 崎 元 裕	4,113	3.9
S M B C フ レ ン ド 証 券 株 式 会 社	3,000	2.8
清 水 建 設 株 式 会 社	3,000	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,773	2.6
ヤ マ タ ネ 従 業 員 持 株 会	2,407	2.3
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,098	2.0
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	2,000	1.9

- （注） 1. 当社は自己株式7,179,085株を保有しております。なお、持株比率は当該自己株式を発行済株式総数から控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
山 崎 元 裕	取 締 役 社 長 (代表取締役)	
高 川 修 治	専 務 取 締 役 (代表取締役)	物流本部長 株式会社中央ロジスティクス代表取締役社長 株式会社アクティブ代表取締役社長
水 戸 隆	常 務 取 締 役	食品本部長 山種商事株式会社代表取締役社長
角 田 達 也	常 務 取 締 役	管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当
福 田 尚 顕	常 務 取 締 役	ストックテイ君事業部担当 ソリューション・ラボ・東京株式会社代表取締役社長
鈴 木 康 道	取 締 役	管理本部総務部長
土 屋 修	取 締 役	管理本部経理部長
馬 場 敏 行	取 締 役	物流本部関東支店長
齋 藤 彰 一	取 締 役	
岡 伸 浩	取 締 役	日本ロード・メンテナンス株式会社 社外監査役 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 中央大学大学院戦略経営研究科兼任講師 花王グループカスタマーマーケティング株式会社 監査役
安 斉 正 美	常 勤 監 査 役	
清 水 満 昭	監 査 役	税理士（清水満昭税理士事務所） トレックス・セミコンダクター株式会社 社外監査役
馬 場 義 宣	監 査 役	弁護士（馬場義宣法律事務所）

- (注) 1. 取締役の齋藤彰一氏及び岡伸浩氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の水満昭氏及び馬場義宣氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役安斉正美氏は、当社経理部長として経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役清水満昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役馬場義宣氏は、弁護士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動
就任
平成27年6月24日開催の第116回定時株主総会において、馬場敏行氏及び岡伸浩氏が取締役
に新たに選任され就任いたしました。

7. 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏 名	変 更 前	変 更 後	異動年月日
福 田 尚 顕	取 締 役 ストックテイ君事業部担当 ソリューション・ラボ・東京株式会社 代 表 取 締 役 社 長	常 務 取 締 役 ストックテイ君事業部担当 ソリューション・ラボ・東京株式会社 代 表 取 締 役 社 長	平成27年4月1日
水 戸 隆	常 務 取 締 役 食 品 本 部 担 当	常 務 取 締 役 食 品 本 部 担 当 山種商事株式会社代表取締役社長	平成27年9月15日
	常 務 取 締 役 食 品 本 部 担 当 山種商事株式会社代表取締役社長	常 務 取 締 役 食 品 本 部 長 山種商事株式会社代表取締役社長	平成27年10月1日

8. 当事業年度後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏 名	変 更 前	変 更 後	異動年月日
高 川 修 治	専務取締役（代表取締役） 物 流 本 部 長 株式会社中央ロジスティクス代表取締役社長 株式会社アクティブ代表取締役社長	副 社 長（代表取締役）	平成28年4月1日
水 戸 隆	常 務 取 締 役 食 品 本 部 長 山種商事株式会社代表取締役社長	常 務 取 締 役 山種商事株式会社代表取締役社長	平成28年4月1日
角 田 達 也	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 不動産事業部・文化事業部担当	専務取締役（代表取締役） 管 理 本 部 長 不動産事業部・文化事業部担当	平成28年4月1日
鈴 木 康 道	取 締 役 管 理 本 部 総 務 部 長	常 務 取 締 役 食 品 本 部 長	平成28年4月1日
土 屋 修	取 締 役 管 理 本 部 経 理 部 長	取 締 役 管 理 本 部 経 理 部 門 担 当	平成28年4月1日
馬 場 敏 行	取 締 役 物 流 本 部 関 東 支 店 長	取 締 役 物 流 本 部 長 株式会社中央ロジスティクス代表取締役社長 株式会社アクティブ代表取締役社長	平成28年4月1日

9. 社外取締役齋藤彰一氏及び岡伸浩氏並びに社外監査役清水満昭氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役	10名	174百万円（うち社外 2名 9百万円）
監 査 役	3名	22百万円（うち社外 2名 7百万円）

（注） 1. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与と相当額16百万円を支給しております。
2. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まない。）月額32百万円、監査役月額5百万円であります。

(3) 社外取締役及び社外監査役との関係

① 社外取締役に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

岡取締役が社外監査役を兼務する日本ロード・メンテナンス株式会社及び監査役を兼務する花王グループカスタマーマーケティング株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

齋藤取締役は開催された取締役会13回のうち12回出席し、経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

岡取締役は就任後開催された取締役会10回すべてに出席し、経験豊富な弁護士 の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第25条の規定に基づき、各社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

② 社外監査役に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

清水監査役が社外監査役を兼務するトレックス・セミコンダクター株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

清水監査役及び馬場監査役は当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

清水監査役及び馬場監査役は当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

また、経営トップとの定期的な意見交換を実施するとともに、事業所の往査を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第35条の規定に基づき、各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

- ①処分対象 : 新日本有限責任監査法人
- ②処分内容 : 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③処分理由 : ・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

(3) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 30百万円
- ② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）及び当該体制の運用状況については以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
- ② コンプライアンス推進委員会は、原則として、月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
- ③ 組織を横断する各種委員会（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス推進委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会、環境管理委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ⑤ 内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
- ⑥ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑦ 「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑧ 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。
- ⑨ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定しています。毎月、コンプライアンス推進委員会を開催し、活動状況を確認しています。また、監査役が出席する定例取締役会にて四半期毎に活動報告を行っています。各部門において、定期的なコンプライアンス研修を実施し、監査員監査による内部監査を実施しています。組織を横断する各種委員会が設置されており、それぞれが機能しています。

内部監査部門は、各部門の監査時に業務監査と併せて各部門コンプライアンス会議の開催状況を確認し、取締役会及び監査役会に報告しています。

「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、コンプライアンス・マニュアル等で社員に広く周知しています。

反社会的勢力に対する基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知し、コーポレート・

ガバナンスに関する報告書により公表しています。

財務報告に係る内部統制については、内部統制評価規程に基づき体制整備と運用状況確認を実施し、内部統制報告書を提出しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。

(当該体制の運用状況)

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程を整備し、適切に保存及び管理しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたりとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ③ 各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④ クライシスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会へ報告をする。
- ⑥ 内部監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社では「リスクマネジメント方針」を制定し、「リスクマネジメント委員

会」を設置しております。「リスクマネジメント委員会」は経営会議メンバーにより構成されており、全社的なリスクマネジメントを行っています。大規模地震を全社共通の主要リスクと考え、大規模地震対策及び事業継続計画を策定するとともに、定期的にリスクサーベイを実施し、リスク分析を行っています。内部監査部門は全部門の業務監査を行い、リスク管理状況と併せて社長あてに監査報告書を提出し、取締役会、経営会議及び監査役会へ報告を行っています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、取締役、各本部長並びに常勤監査役を以て構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④ 取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

経営理念、経営方針に基づいた年度計画及び中期計画を策定し、その内容を開示しています。月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施し、年度計画の見直しを行っています。取締役会は毎月定例に開催され、規程に基づいた議題が付議されています。経営会議は原則毎週開催され、経営方針他重要な議題を審議し、業務を速やかに執行しています。また、社内組織に関しては、経営環境の変化に対応して機構改革を実施しています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。

- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

(当該体制の運用状況)

「信は万事の本を為す」の理念の下でグループ各社の発展をめざしております。子会社は当社の内部統制システムを参考に内部統制システムを構築しており、グループ総務部長会等により、グループ会社間における情報の伝達が行われる体制となっています。また、グループ経営会議は四半期毎に開催され、グループ連結経営に係る予算の内容や業務状況等についての情報交換を行っています。

- イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項についてグループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の取締役は、グループ経営会議等において、子会社の経営上の重要事項等について報告しています。

- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。

② 子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定しており、当社のリスクマネジメント委員会は、グループ全体のリスクマネジメントの運営にあたっています。子会社のリスク管理状況については、当社の子会社兼任役員により確認され、経営会議等で報告されています。

- ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。

② 当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記（４））に準拠した体制を構築させる。

(当該体制の運用状況)

当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ全体の年度計画及び中期計画を策定しています。子会社においても、月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施し、年度計画の見直しを行っています。子会社の取締役会は毎月定例に開催され、規程に基づいた議題が付議されています。

二. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス・マニュアルを子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査役及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社は、子会社に、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の内部監査部門又は当社の監査役へ報告させることとする。
- ④ 当社の監査役は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ会社の内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

子会社では、当社のコンプライアンス・マニュアルを参考に運用しています。当社の監査役は全ての子会社の監査役を兼任し、内部監査部門は全ての子会社の業務監査を実施しています。当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社まで拡大するとともに、その旨グループ会社の役職員に周知徹底しています。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見次第遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - i 職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(当該体制の運用状況)

当社の取締役及び使用人は、監査役の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。監査役は、取締役会、経営会議、各種委員会に出席し、重要事項についての報告を受け、出席しなかった会議は、随時議事録を閲覧し、必要に応じて質問を行い、内容を確認しています。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、下記の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - i 職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の役職員は、監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

(10) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス・マニュアルに明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社の監査役へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス・マニュアルに明記しています。また、グループ総務部長会等において、趣旨説明を行い、グループ各社の役職員への周知徹底を図っています。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(当該体制の運用状況)

監査役職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。また、監査役職務の執行について生ずる費用について、一定額の予算を設けています。

(12) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。

- ④ 当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

(当該体制の運用状況)

監査役は代表取締役社長と定期的に懇談会を行い、会社運営を中心に意見交換を行っています。また、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取し、内部監査部門から随時、監査報告を受け、意見交換を行っています。監査役は、各種会議、委員会への出席及び各部門への往査を通じて取締役の業務執行全般を監査しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしております。

[当期および次期の剰余金の配当について]

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

平成28年5月13日開催の取締役会決議により、当事業年度末日（平成28年3月31日）を基準日とする期末配当金を1株当たり4円50銭とさせていただきました。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は平成28年6月13日（月曜日）からとさせていただきます。

次期の期末配当金につきましては、当期と同額の1株当たり4円50銭を予定しております。今後につきましては、安定的な配当体制を堅持するべく財務体質の強化と一層の収益力の向上に努力してまいります。

本事業報告では、金額については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,701	流 動 負 債	13,663
現金及び預金	4,476	営業未払金	2,024
受取手形及び営業未収金	5,659	短期借入金	4,143
たな卸資産	842	一年以内に返済予定の長期借入金	2,632
繰延税金資産	261	一年以内に償還予定の社債	1,976
その他	462	未払法人税等	833
貸倒引当金	△ 1	その他	2,053
固 定 資 産	80,450	固 定 負 債	45,744
有形固定資産	70,299	社 債	17,346
建物及び構築物	14,549	長期借入金	16,960
器具備品	5,345	再評価に係る繰延税金負債	4,839
土地	48,781	繰延税金負債	776
その他	1,622	役員退職慰労引当金	97
無形固定資産	1,214	環境対策引当金	112
のれん	73	退職給付に係る負債	1,737
その他	1,141	その他	3,873
投資その他の資産	8,936	負 債 合 計	59,407
投資有価証券	7,991	(純資産の部)	
その他	980	株 主 資 本	25,732
貸倒引当金	△ 35	資 本 金	10,555
繰延資産	458	資本剰余金	3,758
社債発行費	458	利益剰余金	13,232
		自己株式	△ 1,814
		その他の包括利益累計額	4,911
		その他有価証券評価差額金	2,662
		土地再評価差額金	2,322
		退職給付に係る調整累計額	△ 74
		非支配株主持分	2,558
		純 資 産 合 計	33,202
資 産 合 計	92,609	負債及び純資産合計	92,609

連結損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	51,826
II. 営業原価	44,106
営業総利益	7,720
III. 販売費及び一般管理費	2,917
営業利益	4,803
IV. 営業外収益	225
受取利息	5
受取配当金	193
その他	27
V. 営業外費用	896
支払利息	711
その他	185
経常利益	4,131
VI. 特別利益	0
固定資産売却益	0
その他	0
VII. 特別損失	156
固定資産除却損	15
減損損失	139
その他	1
税金等調整前当期純利益	3,975
法人税、住民税及び事業税	1,464
法人税等調整額	△ 63
当期純利益	2,574
非支配株主に帰属する当期純利益	311
親会社株主に帰属する当期純利益	2,263

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	10,555	3,775	11,345	△ 1,813	23,863
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 16			△ 16
剰 余 金 の 配 当			△ 425		△ 425
親会社株主に帰属する当期純利益			2,263		2,263
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			47		47
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 16	1,886	△ 0	1,868
平成28年3月31日残高	10,555	3,758	13,232	△ 1,814	25,732

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	3,307	2,191	△ 81	5,416	2,337	31,617
連結会計年度中の変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 16
剰 余 金 の 配 当						△ 425
親会社株主に帰属する当期純利益						2,263
自己株式の取得						△ 0
土地再評価差額金の取崩						47
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 644	131	7	△ 505	221	△ 283
連結会計年度中の変動額合計	△ 644	131	7	△ 505	221	1,585
平成28年3月31日残高	2,662	2,322	△ 74	4,911	2,558	33,202

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社

(株)中央ロジスティクス、(株)アクティブ、山種商事(株)、ソリューション・ラボ・東京(株)、山種不動産(株)

- (2) 非連結子会社

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当する会社はありません。

- (2) 持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法により評価しております。

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、主に定額法を採用しております。なお、当社においては賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建築物 2～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

（3）繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

（4）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

（5）退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

（6）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

③ ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フ

ロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② のれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、定額法によっております。償却期間は20年以内の合理的な期間として子会社ごとに決定しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が16百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は16百万円減少しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限り)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が

16百万円減少し、非支配株主持分が3百万円、その他有価証券評価差額金が55百万円、法人税等調整額が41百万円及び退職給付に係る調整累計額が△1百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が265百万円減少し、土地再評価差額金が179百万円及び非支配株主持分が85百万円それぞれ増加しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 34,186百万円
2. たな卸資産の内訳

販売用不動産	189百万円
商品及び製品	133
仕掛品	137
原材料及び貯蔵品	382
3. 担保に供している資産及び対応する債務
 - (1) 担保に供している資産

投資有価証券	5,376百万円
たな卸資産（販売用不動産）	92
土地	33,905
建物及び構築物	9,424
自己株式	100
 - (2) 対応する債務

短期借入金	43百万円
長期借入金	13,775

 上記債務の他に、社債に対する銀行保証2,965百万円があります。
4. 保証債務

ヤマタネビル受変電設備工事に伴い、リース会社が工事完了時に支払う代金の一部の前払金に対して保証しております。

㈱大林組	36百万円
------	-------
5. 事業用土地の再評価に関する事項

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

 - (1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法のほか、一部の土地については同施行令第2条第3号に定める算定方法により算定しております。
 - (2) 再評価を行った年月日

当社：平成12年3月31日 山種不動産㈱：平成13年3月31日
6. 圧縮記帳に関する事項

平成10年3月期に取得した建物、構築物、機械装置及び器具備品の取得価額から建設補助金相当額595百万円を圧縮記帳しております。

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
山 種 不 動 産 株 (静岡県熱海市)	福 利 厚 生 施 設	建物及び構築物	17
		器具備品	0
		土地	122
		その他	0

当社グループは、資産のグルーピングに際し、主に管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。

なお、将来の使用が見込まれない資産については個々の物件単位で、処分予定のグルーピングとしております。

当社の子会社は、平成28年3月に静岡県熱海市の福利厚生施設の運営を終了いたしました。これに伴い、遊休資産となった当該資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（139百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額については、不動産鑑定評価基準に基づく正味売却価額を基礎として算定しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結 会計年度期首	増 加	減 少	当連結 会計年度末
発行済株式	普通株式（千株）	113,441	-	-	113,441
自己株式(注)	普通株式（千株）	7,174	4	-	7,179

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	425	4.00	平成27年3月31日	平成27年6月9日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	478	利益剰余金	4.50	平成28年3月31日	平成28年6月13日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全確実を基本方針として、主として短期的な預金または安全性の高い株式等に限定しております。また、資金調達については銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために必要な範囲で金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を定期的に行い、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である営業未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、必要な範囲でデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次ベースでの資金繰計画を作成するなどの方法により当該リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4, 476	4, 476	-
(2) 受取手形及び営業未収金	5, 659	5, 659	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	7, 279	7, 279	-
資産計	17, 416	17, 416	-
(4) 営業未払金	2, 024	2, 024	-
(5) 短期借入金	4, 143	4, 143	-
(6) 長期借入金	19, 593	20, 121	528
(7) 社債	19, 322	20, 052	730
負債計	45, 083	46, 341	1, 258
(8) デリバティブ取引	-	-	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）現金及び預金、並びに（２）受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（４）営業未払金、並びに（５）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（６）長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（＊）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記（８）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

（７）社債（一年以内に償還予定の社債を含む）

当社グループの発行する社債は全て市場価格のないものであります。社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（８）デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理さ

れているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（６）参照）。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額504百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額206百万円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため「（３）投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

１. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設及び賃貸倉庫を所有しております。なお、賃貸オフィスビル及び賃貸倉庫の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

２. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

用 途	連結貸借対照表 計上額	時 価
賃貸等不動産	29,391	34,529
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	22,220	28,503

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１. １株当たり純資産額 288円38銭

２. １株当たり当期純利益 21円30銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 2,263百万円

普通株主に帰属しない金額 -百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 2,263百万円

普通株式の期中平均株式数 106,264,794株

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,778	流 動 負 債	10,987
現 金 及 び 預 金	2,925	営 業 未 払 金	2,181
受 取 手 形	352	短 期 借 入 金	4,100
営 業 未 収 金	5,327	一年以内に返済予定の長期借入金	1,627
販 売 用 不 動 産	97	一年以内に償還予定の社債	1,568
商 品 及 び 製 品	133	リ ー ス 債 務	110
仕 掛 品	137	未 払 金	210
原材料及び貯蔵品	382	未 払 費 用	328
前 払 費 用	250	未 払 法 人 税 等	477
繰 延 税 金 資 産	147	前 受 金	294
短 期 貸 付 金	4,813	預 り 金	42
そ の 他	303	そ の 他	45
貸 倒 引 当 金	△ 3,092	固 定 負 債	24,491
固 定 資 産	53,346	社 債	10,120
有 形 固 定 資 産	41,706	長 期 借 入 金	9,907
建 物	8,078	リ ー ス 債 務	643
構 築 物	192	再評価に係る繰延税金負債	1,134
機 械 装 置	285	繰 延 税 金 負 債	136
車 両 運 搬 具	64	退 職 給 付 引 当 金	1,076
器 具 備 品	4,825	環 境 対 策 引 当 金	8
土 地	27,139	受 入 保 証 金	1,072
リ ー ス 資 産	726	そ の 他	391
建 設 仮 勘 定	393	負 債 合 計	35,478
無 形 固 定 資 産	1,096	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	872	株 主 資 本	26,044
そ の 他	223	資 本 金	10,555
投資その他の資産	10,543	資 本 剰 余 金	3,775
投 資 有 価 証 券	5,423	資 本 準 備 金	3,775
関 係 会 社 株 式	3,280	利 益 剰 余 金	12,386
長 期 貸 付 金	772	利 益 準 備 金	2,041
固 定 化 営 業 債 権	34	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,344
長 期 前 払 費 用	59	別 途 積 立 金	1,000
そ の 他	1,007	繰 越 利 益 剰 余 金	9,344
貸 倒 引 当 金	△ 34	自 己 株 式	△ 672
繰 延 資 産	309	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,911
社 債 発 行 費	309	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,922
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,989
資 産 合 計	65,434	純 資 産 合 計	29,956
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	65,434

損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目						金 額
I.	営 業 収 益					46,876
	物 流 部 門 収 益					20,827
	食 品 部 門 収 益					24,410
	情 報 部 門 収 益					714
	そ の 他 事 業 部 門 収 益					923
II.	営 業 原 価					41,108
	荷 役 作 業 費					10,417
	賃 借 件 料					2,089
	人 租 税 公 費					1,688
	減 価 償 却 課 税					317
	商 品 原 価 費					878
	販 売 用 不 動 産 原 価					22,101
	そ の 他					3
						3,611
	営 業 総 利 益					5,768
III.	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					3,047
	営 業 利 益					2,721
IV.	営 業 外 収 益					483
	受 取 利 息					112
	受 取 配 当 金					228
	貸 倒 引 当 金 戻 入					129
	そ の 他					12
V.	営 業 外 費 用					539
	支 払 利 息					392
	そ の 他					146
	経 常 利 益					2,665
VI.	特 別 利 益					0
	固 定 資 産 売 却 益					0
VII.	特 別 損 失					8
	固 定 資 産 除 却 損					7
	そ の 他					1
	税 引 前 当 期 純 利 益					2,657
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					871
	法 人 税 等 調 整 額					1
	当 期 純 利 益					1,783

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金				自己 株式	株主 資本 合計
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益 剰 余 金		利 益 剰余金 合 計		
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
平成27年4月1日残高	10,555	3,775	2,041	1,000	7,985	11,027	△ 671	24,686
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△ 425	△ 425		△ 425
当 期 純 利 益					1,783	1,783		1,783
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,358	1,358	△0	1,357
平成28年3月31日残高	10,555	3,775	2,041	1,000	9,344	12,386	△ 672	26,044

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	2,225	1,926	4,152	28,839
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△ 425
当 期 純 利 益				1,783
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 302	62	△ 240	△ 240
事業年度中の変動額合計	△ 302	62	△ 240	1,117
平成28年3月31日残高	1,922	1,989	3,911	29,956

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産…個別法

商品及び製品…個別法または移動平均法

仕 掛 品…個別法

原 材 料…個別法

貯 蔵 品…個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、主に定額法を採用しております。なお、賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）

以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	5,110百万円
長期金銭債権	1,109
短期金銭債務	823
長期金銭債務	165

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,005百万円

3. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

投資有価証券	3,822百万円
土地	15,831
建物	4,546
自己株式	100

その他、他社の所有不動産(土地235百万円、建物15百万円)を担保に差入れております。

上記に対応する債務

長期借入金	6,143百万円
-------	----------

上記債務の他に、社債に対する銀行保証305百万円があります。

4. 保証債務

ヤマタネビル受変電設備工事に伴い、リース会社が工事完了時に支払う代金の一部の前払金に対して保証しております。

(株)大林組	36百万円
--------	-------

5. 平成10年3月期に取得した建物、構築物、機械装置の取得価額から建設補助金相当額73百万円を圧縮記帳しております。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法に基づき、標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った年月日…平成12年3月31日

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	367百万円
仕入高	8,641
その他の営業取引高	521
営業取引以外の取引高	204

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(千株)	7,174	4	-	7,179

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払役員退職慰労金	5百万円
退職給付引当金	324
未払賞与	82
減価償却限度超過額	123
未払事業所税	13
未払事業税	38
貸倒引当金繰入限度超過額	958
販売用不動産評価損累計額	66
減損損失累計額	346
資産除去債務	63
その他	159

繰延税金資産小計

2,183

評価性引当額

△ 1,291

繰延税金資産合計

892

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△ 27
その他有価証券評価差額金	△ 848
その他	△ 4

繰延税金負債合計

△ 880

繰延税金資産の純額

11

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込

まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が1百万円減少し、その他有価証券評価差額金が46百万円及び法人税等調整額が45百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が62百万円減少し、土地再評価差額金が62百万円増加しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円未満切捨)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱中央ロジスティクス	所有 直接 100%	当社の貨物運送取扱業務委託	運送業務等の委託(注1)	5,428	営業未払金	570
				資金の貸付(注2)	285	短期貸付金	1,694
				貸付金の利息(注2)	46	その他流動資産(注3)	155
						長期貸付金	623
	㈱アクティブ	所有 間接 100%	当社の保管・荷役業務委託	資金の回収(注2)	110	短期貸付金(注4)	3,030
				貸付金の利息(注2)	58		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注3) 1年内長期貸付金であります。

(注4) ㈱アクティブへの短期貸付金に対し2,736百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において125百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。

(注5) 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 281円91銭

2. 1株当たり当期純利益 16円79銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 1,783百万円

普通株主に帰属しない金額 ー百万円

普通株式に係る当期純利益 1,783百万円

普通株式の期中平均株式数 106,264,794株

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月10日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福 井 聡 ⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 谷 口 公 一 ⑨

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマタネの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月10日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 聡 ⑨
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 公 一 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマタネの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社ヤマタネ 監査役会

常勤監査役 安 齊 正 美 ㊞

社外監査役 清 水 満 昭 ㊞

社外監査役 馬 場 義 宣 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしております。当社も東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成28年5月13日開催の取締役会の決議をもって、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することと致しました。これにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、また、各株主様の議決権数に変更が生じないようにするために、当社株式について10株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の2億株を2千万株に変更するものであります。

なお、上記単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて配分致します。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款を変更したものとみなされます。

【御参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成28年10月1日をもって当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やまざきもとひろ 山崎元裕 (昭和38年4月9日生)	昭和63年4月 当社入社 平成10年1月 当社食品本部長兼貿易部長 平成10年6月 当社取締役食品本部長兼貿易部長 平成15年6月 当社取締役 平成17年10月 当社取締役物流本部関西支店長 平成19年4月 当社取締役食品本部長 平成20年4月 当社常務取締役食品本部長 平成24年4月 当社常務取締役管理本部長 平成24年6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当 平成25年4月 当社代表取締役社長（現在）	4,113,000株
[取締役候補者とした理由] 山崎元裕氏は、各部門を経験した後、食品及び管理部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
2	たか がわ しゅう じ 高 川 修 治 (昭和27年 7 月28日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成14年10月 当社物流本部関東支店業務部 長 平成19年 2 月 当社物流本部関東支店長 平成19年 6 月 当社取締役物流本部関東支店 長 平成24年 4 月 当社取締役物流本部長 平成24年 6 月 当社常務取締役物流本部長 平成25年 4 月 当社代表取締役専務取締役物 流本部長 平成28年 4 月 当社代表取締役副社長（現 在）	121, 000株
[取締役候補者とした理由] 高川修治氏は、物流部門で長い経験を有し、お取引先様と信頼関係を築く ことに注力してきました。現在は代表取締役副社長として経営全般について 的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者といいたしました。			
3	つの だ たつ や 角 田 達 也 (昭和31年 3 月2日生)	昭和55年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会 社三井住友銀行）入行 平成10年 4 月 同行秘書役 平成11年 4 月 同行日本橋支店長 平成13年 4 月 同行三鷹法人営業部長 平成14年10月 当社経営企画室長 平成18年 4 月 当社経営企画部長 平成18年 6 月 当社取締役経営企画部長 平成19年 4 月 当社取締役管理本部経営企画 部長 平成25年 4 月 当社常務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担 当 平成28年 4 月 当社代表取締役専務取締役管 理本部長 不動産事業部・文 化事業部担当（現在）	96, 000株
[取締役候補者とした理由] 角田達也氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を当社管理部門で活か しております。現在は代表取締役専務取締役管理本部長として経営全般につ いて的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者といました た。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
4	み と たかし 水 戸 隆 (昭和29年6月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年10月 当社情報本部情報営業部長 平成19年4月 当社情報本部長兼情報営業部長 平成19年6月 当社取締役情報本部長兼情報営業部長 平成22年4月 当社取締役情報本部長 平成24年6月 当社常務取締役情報本部長 平成26年4月 当社常務取締役食品本部担当 平成27年10月 当社常務取締役食品本部長 平成28年4月 当社常務取締役（現在） <重要な兼職の状況> 山種商事株式会社代表取締役社長	116,000株
[取締役候補者とした理由] 水戸隆氏は、情報及び食品部門の部門長を歴任し、現在は常務取締役を務めるとともに子会社の山種商事株式会社の代表取締役社長も務め、経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といいたしました。			
5	ふく だ なお あき 福 田 尚 顕 (昭和29年5月2日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年1月 当社物流本部配送部長 平成19年4月 当社物流本部関西支店長 平成19年6月 当社取締役物流本部関西支店長 平成24年4月 当社取締役物流本部関東支店長 平成26年4月 当社取締役ストックテイ君事業部担当 平成27年4月 当社常務取締役ストックテイ君事業部担当（現在） <重要な兼職の状況> ソリューション・ラボ・東京株式会社代表取締役社長	90,000株
[取締役候補者とした理由] 福田尚顕氏は、物流及び情報部門の経験を有し、現在は常務取締役としてストックテイ君事業部を担当するとともに子会社のソリューション・ラボ・東京株式会社の代表取締役社長も務め、経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
6	すず き やす みち 鈴 木 康 道 (昭和30年12月25日生)	昭和54年4月 当社入社 平成15年6月 当社食品本部営業第一部長 平成18年4月 当社食品本部米穀部長兼貿易部長 平成19年4月 当社食品本部日本橋支店長 平成20年7月 当社管理本部総務部長 平成24年4月 当社食品本部長 平成24年6月 当社取締役食品本部長 平成26年4月 当社取締役管理本部総務部長 平成28年4月 当社常務取締役食品本部長 (現在)	44,000株
[取締役候補者とした理由] 鈴木康道氏は、物流、食品及び管理部門の経験を有し、現在は常務取締役食品本部長を務め、経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者いたしました。			
7	ば ば とし ゆき 馬 場 敏 行 (昭和32年3月16日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年10月 当社物流本部関東支店営業部長 平成26年4月 当社物流本部関東支店長 平成27年6月 当社取締役物流本部関東支店長 平成28年4月 当社取締役物流本部長（現在） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社中央ロジスティクス代表取締役社長 株式会社アクティブ代表取締役社長	57,000株
[取締役候補者とした理由] 馬場敏行氏は、物流部門の営業を長く経験し、現在は取締役物流本部長を務め、子会社の株式会社中央ロジスティクスと株式会社アクティブの代表取締役社長も務め、物流部門全体を統括しております。また、経営全般に対する管理・監督も行っていることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
8	※ 曾 我 部 誠 (昭和34年6月17日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社物流本部関西支店次長 平成24年4月 当社物流本部関西支店長 (現在)	20,000株
	[取締役候補者とした理由] 曾我部誠氏は、物流部門を長く経験し、現在は物流本部関西支店長を務めております。業務執行に関する豊富な経験を活かし、経営全般に対する管理・監督を行えるものと判断し、新任取締役候補者いたしました。		
9	※ 平 田 実 (昭和37年10月28日生)	昭和61年4月 株式会社住友銀行（現株式会 社三井住友銀行）入行 平成18年4月 同行法人マーケティング部副 部長 平成20年4月 同行東京中央法人営業第三部 副部長 平成24年4月 同行名古屋法人営業第三部長 平成26年5月 当社管理本部経営企画部長 (現在)	0株
	[取締役候補者とした理由] 平田実氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を有し、現在は管理本部経営企画部長を務めております。これらの経験を活かし、経営全般に対する管理・監督を行えるものと判断し、新任取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
1 0	さい とう しょう いち 齋 藤 彰 一 (昭和17年6月12日生)	昭和41年4月 株式会社住友銀行(現株式会 社三井住友銀行) 入行 平成5年10月 同行取締役日本橋支店長 平成7年5月 同行取締役支配人 平成7年6月 株式会社三重銀行取締役副頭 取 平成9年6月 同行取締役頭取 平成15年6月 同行取締役会長 平成16年7月 社団法人中部経済連合会常任 理事(現一般社団法人中部経 済連合会常任政策議員) 平成19年11月 四日市商工会議所会頭 平成21年4月 株式会社三重銀行取締役 平成21年6月 同行特別顧問 平成26年6月 当社取締役(現在)	5,000株
[社外取締役候補者とした理由] 齋藤彰一氏は、金融機関の経営者や商工会議所会頭等の幅広い経験で培った経営に関する高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
1 1	おか のぶ ひろ 岡 伸 浩 (昭和38年4月5日生)	平成5年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 梶谷綜合法律事務所入所 平成9年4月 竹川・岡法律事務所設立 平成16年10月 竹川・岡・吉野法律事務所設立 平成25年10月 岡綜合法律事務所設立（代表）（現在） 平成27年6月 当社取締役（現在） 〈重要な兼職の状況〉 日本ロード・メンテナンス株式会社 社外監査役 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 中央大学大学院戦略経営研究科兼任講師 花王グループカスタマーマーケティング株式会社 監査役	0株
[社外取締役候補者とした理由] 岡伸浩氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督及び助言やコーポレート・ガバナンスの向上のための助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といいたしました。			

- (注)
- ※印は新任候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 取締役候補者齋藤彰一氏及び岡伸浩氏は、社外取締役候補者であります。
 - 取締役候補者岡伸浩氏の兼職先である各会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 齋藤彰一氏及び岡伸浩氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり再選された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 齋藤彰一氏は、平成26年6月27日開催の第115回定時株主総会で当社取締役に選任され、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年となります。
 - 岡伸浩氏は、平成27年6月24日開催の第116回定時株主総会で当社取締役に選任され、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって1年となります。
 - 当社は、会社法第427条第1項及び定款第25条の規定に基づき、齋藤彰一氏及び岡伸浩氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しており、原案どおり再選された場合には、引き続き本契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって、監査役安斉正美氏及び馬場義宣氏は任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
1	※ つち や おさむ 土 屋 修 (昭和30年9月23日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年7月 当社食品本部日本橋支店長 平成21年10月 当社食品本部管理部長 平成23年4月 当社管理本部経理部長 平成24年6月 当社取締役管理本部経理部長 平成28年4月 当社取締役管理本部経理部門担 当（現在）	46,596株
[監査役候補者とした理由] 土屋修氏は、物流、食品及び経理部門を経験し、現在は取締役管理本部経理部門担当を務めております。財務及び経理について豊富な知識と経験を有しており、監査役として適任であると判断し、監査役候補者としたしました。			
2	※ ない とう じゅん 内 藤 潤 (昭和31年1月30日生)	昭和57年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成3年1月 長島・大野法律事務所入所 長島・大野法律事務所パートナ ー 平成12年1月 長島・大野・常松法律事務所パ ートナー 平成18年6月 当社補欠監査役 平成25年1月 長島・大野・常松法律事務所顧 問（現在） ＜重要な兼職の状況＞ イノテック株式会社 社外監査役 応用地質株式会社 社外監査役	0株
[社外監査役候補者とした理由] 内藤潤氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から取締役の職務遂行を監査していただけると判断し、社外監査役候補者としたしました。			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者内藤潤氏の兼職先である各会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者内藤潤氏は社外監査役候補者であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第35条の規定に基づき、内藤潤氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役内藤潤氏を監査役候補者としたことにより、補欠監査役が欠員となるため、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議及び監査役会の同意によりその選任を取り消すことができます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
やま ぐち けん いち 山 口 健 一 (昭和30年9月30日生)	昭和57年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成3年4月 加藤康夫法律事務所入所 山口法律事務所設立（現在） ＜重要な兼職の状況＞ 明治ホールディングス株式会社 社外監査役	0株

[補欠監査役候補者とした理由]

山口健一氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から取締役の職務遂行を監査していただけると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

- (注)
1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者山口健一氏の兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 山口健一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 4. 山口健一氏が社外監査役に就任する場合は、会社法第427条第1項及び定款第35条の規定に基づき、山口健一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都江東区越中島一丁目2番21号

ヤマタネビル3階会議室

電話 (03) 3820-1111 (代表)



＜交通のご案内＞

- 地 下 鉄 東西線・大江戸線門前仲町駅下車（大手町寄り出口④番）
徒歩約8分（黒船橋を渡って2ツ目信号右折）
- J R 京葉線越中島駅下車（出口①番）
徒歩約5分
- 都営バス 東京駅より（東22系統）門前仲町バス停下車
徒歩約10分

(特に駐車場は、ご用意いたしておりませんので、地下鉄、JR、都営バスなどをご利用ください。)